

## Q969. フレックスタイム制では、どのような場合に残業代が発生しますか。

フレックスタイム制のもとでは、清算期間を通じて、法定労働時間の総枠を超えて労働した時間が時間外労働（残業時間）になります。

清算期間が1か月を超える場合には、①1か月ごとに、週平均50時間を超えた労働時間、②清算期間を通じて法定労働時間の総枠を超えて労働した時間について、時間外割増賃金（残業代）を支払う必要があります。

また、法定休日労働は、清算期間における総労働時間や時間外労働とは別に扱う必要があります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所  
勤務弁護士作成